

# BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

2020

9

Issue 321

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号  
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>

2019年度(第25回)都市ビル環境の日  
第12回「子ども絵画コンクール」優秀賞



『ロボットおそうじ』

大利小学校5年 菊地 愛乃さんの作品





# ビルメン再起動への 会長伝言板

公益社団法人  
福岡県ビルメンテナンス協会  
会長 金子 誠



## ひょうたん水筒の親心

残暑というより酷暑の晩夏を迎えていますが、会員各位におかれては現場の感染防止と熱中症対策に腐心されていること、たいへんお疲れさまです。コロナクラスター防止のため、本年夏の「労働安全衛生大会」は中止とさせていただきますが、福岡県協会伝統の猛暑を現場と共に乗り越えようという精神はなお息づいています。初秋の爽やかな風が吹いてくるまで、もうひと踏ん張りよろしく申し上げます。

### (1) 新型コロナウイルス防疫(消毒)実務特別講習会の実施

秋季・冬季のコロナ感染再拡大：第二波・第三波の発生はいまなお予断を許さない状況です。第一波コロナ禍に対し、わたしたちは余りにも無防備でした。現場の組織的防御態勢を整えることが後手後手となったことを悔やみます。乾季寒冷期におけるパンデミック(感染爆発)に備え、この9月に九州建築物環境センター(みなさんのQEC)は防疫業務の実務特別講習会を開催します。まずは九州・沖縄各県協会の担当者を招集し、福岡県ペストコントロール協会の協力を得て専門の防疫実務を学びます。その後、各県のPCO協会と連携し、その防疫(消毒)技術の実装化を図っていきます。

### (2) 全国協会「第51回実態調査」9月実施の協力依頼

9月に本年度の全協実態調査書を送付～回収します。この半年間、会員各位には県協会やQECよりコロナ困窮状況調査を頻繁にお願いしましたが、多数の回答をいただき、コロナ感染に対する組織的な施策展開に役立てることができました。

今回の全協実態調査においても「コロナ禍実態調査項目」を織り込んでいます。対処療法のみならず、ポストコロナにおけるビルメンテナンスの経営や雇用に係る根本施療の方策を練り上げていきたいと考えています。現状、40%に届かない回収率です。

関係官庁・行政へ有効な働きかけには、回収率50%超の実績と信頼性の証明が必要です。ご多用中たいへんご雑作お掛けしますが、地方ビルメンテナンス企業群の実態反映のために積極的な回答を是非ともよろしくお願い致します。

## 2020年(第26回) 都市ビル環境の日

クリーンアップ福岡

シンポジウム

令和2年 **10/2** (金)

時 間：9：30～11：00

行 事：福岡県下主要都市中心部及び  
会員受託物件の周辺にて  
公共施設の清掃及びごみの収集

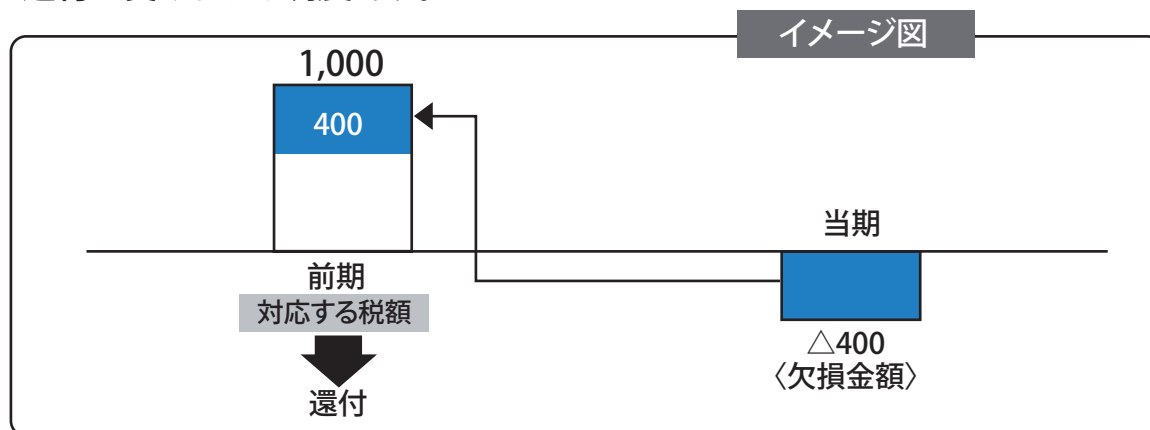
今年は新型コロナウイルス感染回避の観点から中止いたします。

## 欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大！

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました。

### 青色欠損金の繰戻し還付制度とは

青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に**欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる**制度です。



### 新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- ▶ 資本金の額が1億円超10億円以下の法人について、青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。
- ▶ 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用されます。
- ▶ ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 還付請求の手続き

- ▶ 還付請求を行う場合は、欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください。
- ▶ なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で、**期限までに申告や還付請求の手続きが難しい方**につきましては、その期限を個別に延長することが可能です。

◎ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎還付請求書の様式など、手続きの詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

(ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>税務手続の案内(税目別一覧)>法人税>「手続名」欠損金の繰戻しによる還付の請求)

国税庁

検索

手続きの詳細は、右のQRコードにアクセス ▶

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554\\_38.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm)



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

### ○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にする恐れがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて、担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

### ○現行の猶予が認められると……

- ・ 原則として1年間、納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6% ※）

※令和2年中における延滞税の税率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

納税の猶予に「**特例（特別猶予）**」が創設されました！

**延滞税なし**

**1年間猶予**

**無担保**

### 特例猶予の要件

▶ 以下の①、②のどちらも満たす方が特例の対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて、概ね20%以上減少していること。

②一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

▶ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

▶ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

猶予制度に関するお問い合わせについては、「国税局猶予相談センター」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】8:30~17:00(土日祝を除く)

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なります。国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)



## 猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁ホームページから入手可能)又は e-Tax をご利用ください。

- ▶ 申請書の作成が難しい場合は、国税庁猶予相談センター(フリーダイヤル等)に気軽にご相談ください。
- ▶ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上台帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### <ご注意いただきたいこと>

- ◎ 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- ◎ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります(現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です)。

## 税務署において所定の審査を迅速に行います

### <猶予が認められると……>

- ◎ 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- ◎ 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書(その1)を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際にお申し出ください。

**ケース1** 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

**ケース2** 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細は、こちら

国税猶予

検索



※ 地方税や社会保険料についても、同様の制度が設けられています。

地方税については、総務省のホームページを、

社会保険料については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

◎ 総務省 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

◎ 厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)



# 家賃支援給付金に関するお知らせ

経済産業省／中小企業庁

## 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

## 支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象

- ② **5月～12月**の売上高について

- ・**1か月**で前年同月比**▲50%以上** または
- ・**連続する3か月**の合計で前年同月比**▲30%以上**

- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

## 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給

## 算定方法

**申請時の直近1か月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

|       | 支払賃料（月額） | 給付額（月額）                                        |
|-------|----------|------------------------------------------------|
| 法人    | 75万円以下   | 支払賃料×2／3                                       |
|       | 75万円超    | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1／3]<br>※ただし、100万円（月額）が上限  |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2／3                                       |
|       | 37.5万円超  | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1／3]<br>※ただし、50万円（月額）が上限 |

このお知らせ以上の具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等に関する制度の詳細は検討中です。準備ができ次第公表しますので、今しばらくお待ちください。

◆このお知らせの内容に関するご質問は、下記のダイヤルまでお問い合わせください◆

相談ダイヤル▶家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日 8:30～19:00）

# 新型コロナウイルス接触確認アプリの インストールをお願いします

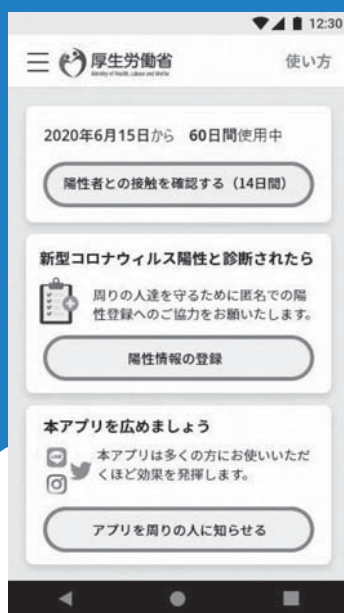
自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

## 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称: COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



\* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した恐れがある場合に、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

- 本アプリは、利用者で本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した恐れがある場合に、通知を受け取ることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者との接触の有無が分かることにより、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることにより、感染拡大の防止につながることが期待されます。

### 1メートル以内、15分以上接触した 恐れがある場合



- ・ 接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外には出ません。
- ・ どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いに分かりません。
- ※ 端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します。
- ※ 記録は14日経過後に無効となります。
- ※ 連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません。
- ※ ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません。

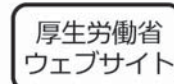
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



厚生労働省

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術 (IT) 総合戦略室

## 全国協会「第51回実態調査」の実施について

全会員の皆様を対象に、**9月1日(火)から30日(水)**迄の期間で実施されます。今回はビルメンテナンス業界におけるコロナ禍緊急調査も含まれています。

全国協会では、政治連盟や関係省庁を通じた陳情、要望活動を継続しており、調査の結果は業界の実態を訴える貴重な根拠となりますので、是非ともご回答をお願いいたします。

## 賛助会員に関する各種変更のお知らせ



### 株式会社 テラモト福岡営業所

■変更事項 ①代表者②協会担当者  
③メールアドレス

■変更日 令和2年8月17日

【新】①②所長 角田 孝一  
③k-tsunoda@teramoto.co.jp

【旧】①②所長 山根 照雄  
③t-yamane@teramoto.co.jp

## 9月 行事予定

|    |   |                             |                 |
|----|---|-----------------------------|-----------------|
| 3  | 木 | 14:00～<br>環境管理部会            | 於：県協会会議室        |
| 10 | 木 | 清掃作業従事者研修 基礎コースⅠ<br>(久留米会場) | 於：久留米地域職業訓練センター |
| 14 | 月 | 14:00～<br>第122回 理事会         | 於：オフィスネット会議室    |
| 17 | 木 | 清掃作業従事者研修 基礎コースⅠ<br>(飯塚会場)  | 於：飯塚市立岩交流センター   |
| 25 | 金 | 14:00～15:00<br>都市ビル環境の日部会   | 於：県協会会議室        |

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。  
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。  
(申込みは、該当週の水曜日まで)

## 講習会のお知らせ

### 病院清掃従事者研修

#### ■研修目的

「医療法」では、医療機関が清掃業務を外部に委託する場合の基準が規定されており、その中で従事者研修の計画的・定期的な実施が定められています。病院清掃の従事者は、病院の特殊性に対応した病院清掃の考え方についても理解しておく必要があります。本研修では、病院清掃に従事する方々を対象に、快適な病院環境を提供するための研修を実施します。

#### ◎開催日時

令和2年10月16日(金) 9:00～17:00

#### ◎会場

福岡県自治会館

\*申込締切は、**9月末日まで**協会事務局到着分です。

## 労働福祉委員会のお知らせ

### 令和2年度 高所作業(ガラス清掃) 安全教育講習会の開催

#### ◎開催日

令和2年10月23日(金)

#### ◎会場

福岡県自治会館2階 201・202会議室

#### ◎その他

新型コロナウイルス感染症感染防止のため、  
午前と午後の2回に分けて開催予定

\*詳細につきましては、8月末の定期便にてご案内  
をお送りしています。

## <令和2年度6月分> 労働災害発生状況

※( )内は前年同月の状況

Report  
労働福祉委員会調査

#### ■事故の型別

| 区分 | 墜落<br>転落  | 転倒    | 激突  | 飛来<br>落下 | 倒壊         | 激突され | 挟まれ<br>巻き込まれ | 合計      |
|----|-----------|-------|-----|----------|------------|------|--------------|---------|
| 人  | 1 (3)     | 5 (4) | (3) |          |            |      |              |         |
| 区分 | 切れ<br>こすれ | 有害物質  | 感電  | 交通事故     | 動作の<br>反動等 | 針刺し  | その他          | 12 (23) |
| 人  | 1 (2)     |       |     | 1 (6)    | (2)        | (1)  | 4 (2)        |         |

#### ■年齢階級別死傷者数

| 区分 | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上  | 合計      |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人  |       |        | 1      | 2 (2)  | 2 (3)  | 1 (7)  | 6 (11) | 12 (23) |

#### ■休業日数

| 区分 | 休業なし  | 3日以内  | 4日以上  | 15日以上 | 31日以上 | 91日以上 | 死亡 | 合計      |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|---------|
| 人  | 2 (8) | 1 (4) | 4 (3) | (5)   | 4 (3) | 1     |    | 12 (23) |